春の火災予防運動

4月20日～30日

○統一標語『その油断　火から災へ　災いへ』

春の根室市火災予防運動を4月20日から30日までの11日間、全道の火災予防運動に合わせて実施します。

この時季は空気が乾燥しており、火災が発生しやすくなりますので、火の取扱いには十分注意し大切な財産を火災から守りましょう。

【住宅防火いのちを守る7つのポイント】

3つの習慣

・寝たばこは、絶対やめる。
・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
・ガスこんろなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

4つの対策

・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
・寝具や衣類からの火災を防ぐために防炎製品を使用する。
・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

【消火器の取扱いについて】

家庭に設置されている消火器について、次のことに注意しましょう。

・容器やキャップにサビ・キズ・変形・ゆるみのあるものは、絶対に使用しないでください。容器の破裂等により重大な人身事故発生のおそれがあります。
・5年を目安に、販売店などに依頼して点検されることをお勧めします。
・取扱説明書や消火器本体に表示されている、使用期限、耐用年数を目安にして取り替えることをおすすめします。
・消火器を廃棄する場合は、必ず販売店などに引き取ってもらうようにしてください。
・設置場所は、腐食などの原因となります。高温多湿のところは避けてください。

＝防火クイズ＝

ある言葉がバラバラになった状態で並んでいます。正しく並べかえてつなぎ合わせると、何という言葉になるでしょう。

ヒント～火事を出さないための、代表的な言葉は？

▽応募方法　官製はがき又は市内各所（文化会館他）の備え付けの応募用紙にクイズの答えと住所、氏名、電話番号を明記のうえ応募ください。正解者の中から抽選で10名に消火器をプレゼント。

▽応募宛先　〒(087)0014　根室市朝日町2丁目24番地　根室市消防本部警防課予防係

▽応募締切日　5月1日

▽当選発表　当選者に直接通知します。

見舞金基準額

等級 改正前	等級 改正後	傷害の程度	見舞金 改正前	見舞金 改正後
1	1	死亡の場合	80万円	100万円
	新2	実日数入院治療期間9ヵ月以上		50万円
2	3	実日数入院治療期間6ヵ月以上	35万円	40万円
3	4	実日数治療期間6ヵ月以上	18万円	24万円
4	5	実日数治療期間5ヵ月以上	15万円	20万円
5	6	実日数治療期間4ヵ月以上	12万円	16万円
6	7	実日数治療期間3ヵ月以上	9万円	12万円
7	8	実日数治療期間2ヵ月以上	7万円	8万円
8	9	実日数治療期間1ヵ月以上	5万円	5万円
9	10	実日数治療期間2週間以上	3万円	3万円
10	11	実日数治療期間1週間以上	2万円	2万円
11	12	実日数治療期間1週間未満	1万円	1万円

※治療実日数とは、入院・通院または往診に要した日数をいいます。

市民交通傷害共済の見舞金基準額が引き上げられました。

市民交通傷害共済とは、市民ひとり一人が会費を出し合い、万が一にも交通事故に遭われた方に見舞金を支給する市民相互で助け合う共済制度です。本年度、見舞金の基準額が改正され、より充実した制度になりました。4月以降も随時加入を受け付けしています。まさかの時のために、ぜひ、ご家族そろって加入しましょう。

■共済期間
平成16年4月1日（年度途中加入の方は加入承認日の日）から平成17年3月31日迄です。

■共済会費
大人　1人年間 600円
高校生以下　1人年間 400円

■加入受付及び問合先
市役所交通市民生活係（1階窓口3番）
電話23-6111（内線2123・2124）